

北見地区バスケットボール協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、北見地区バスケットボール協会 (Kitami BasketBall Association) 略称、「K B A」と称する。

(組織及び目的)

第2条 本協会は、北見地区のバスケットボール競技の総括団体として、オホーツク地域を代表するとともに、公益財団法人日本バスケットボール協会及び一般財団法人北海道バスケットボール協会の組織下に加わり、バスケット競技界相互の普及と振興を図り、これにより北見地区住民の心身の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 本協会単独競技会及び全道大会の地区予選会の主催
2. 当地区で開催される全道大会及び道予選会の主管
3. その他バスケットボール団体等が主催する競技会の後援
4. 競技に関する技術・理論の研究及びその普及並びに指導
5. 競技規則の理解及び周知
6. 審判員の養成及び派遣
7. その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規程の遵守)

第4条 各チームは、別に定める諸規程を守らなければならない。

(理 事)

第5条 本協会に理事を置く。理事は地区協会内の組織（地区管内の各連盟組織及び登録チーム）のうち、社会人部会（シニア・クラブ）、学連（大学）、U18 部会（高校）、U15 部会（中学校）、U12 部会（小学校）より各1名、北見、斜網、遠紋、美津の4地区の連盟より1名を選出し、会長がこれを委嘱する。但し、理事総会で必要と認めた場合は、会長は上記以外に理事を委嘱することができる。

(役 員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名	顧問	若干名	参 与	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	監事	2名	委員長	6名
部会長	4名	副委員長	若干名				

(名誉会長・会長・副会長)

第7条 会長、副会長は理事の推薦により選任する。会長は代表理事として、協会事務を統括し、理事総会の議長を務める。副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理する。

2. 本協会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事の推薦により会長が委嘱する。

(顧問)

第8条 顧問は、理事の推薦により会長が委嘱する。

2. 本協会に名誉顧問を置くことができる。名誉顧問は理事の推薦により会長が委嘱する。

(理事長)

第9条 理事長は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。理事長は専務理事として協会の一般事務（予算・決算・出納・D-fund）及び事業の責任を負うとともに、その執行は理事長の権限に属する。

(副理事長)

第10条 副理事長は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。副理事長は理事長を補佐する。

(監事)

第11条 監事は、理事の互選によって選任し、会長が委嘱する。監事は必要に応じて会計を監査することができる。

(委員)

第12条 委員は、会長が委嘱する。委員は委員会に属し、その業務を行う。委員会に関する規程は別に定める。

(任期)

第13条 各委員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。役員が欠けたときは、原則としてその補充をする。補充された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(審議の議決)

第14条 次の事項は、理事総会の審議によらなければならない。

1. 事業計画
2. 予算及び決算
3. 規約の改正
4. その他の重要な事柄

(理事総会の招集)

第15条 理事総会は、会長が召集し、原則として毎年4月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。

(理事総会の成立)

第16条 理事総会は、理事の3分の1以上出席すれば成立する。決議は、出席理事の多数決によるものとし、賛否同数の時は、議長が決定する。但し、規約を改正する場合は、出席理事の過半数以上の賛成がなければならない。また、理事が所用のため出席できない場合、委任状を提出すれば出席したものとみなす。

(理事総会の構成)

第17条 理事総会は、第5条の役員をもって構成する。

(経費)

第18条 本協会の経費は、負担金、事業収入、協賛金及びその他の収入をもって充てる。旅費等に係る経費はHBA (D-fund) の規定に準ずる。

(登録料及び負担金等)

第19条 各チーム等は、理事総会が決めた登録料及び負担金等を納めなければならない。

(会計年度)

第20条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第21条 本協会の予算、決算及び事業計画、事業報告は会計年度毎に事務局長が作成し、理事総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第22条 本協会の事務局は、北見市に置く。

(細則)

第23条 本規約を実行するために必要な規程は、理事総会において別に定める。

(規約外の事項)

第24条 本規約に規定されていない事項は、会長の指示に従う。

附 則

本規約は、平成13年4月28日より適用する。

附 則

本規約は、平成29年4月16日より適用する。

附 則

本規約は、令和2年6月6日より適用する。